

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が令和元年8月2日に提起した処分庁による生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第63条に基づく費用返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、令和元年6月21日付けで行った法第63条に基づく費用返還決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成30年5月7日付けで、審査請求人(以下「請求人」という。)に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、令和元年6月21日付けで、請求人の雇用保険受給に伴い、過払いとなった保護費について法第63条に基づき費用返還決定(以下「本件決定」という。)を行い、請求人に通知した。
- 3 請求人は、令和元年8月2日、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1. 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

法第63条による返還については理解するが、雇用保険受給した「時点」が12月からであり、処分庁の指導が悪く、請求人本人が何度も足を運んでいるにもかかわらず、指導がなく、平成31年3月にやっと指導があり、今会、医療費で¥191,560を支払うように通知があり、指導の違法があり、請求人は医療費3割で支払うことが平成1月～3月まで出来たであろうに、そうではなく、全額の支払いを求められ、不当であると、指導ミスの押し付けであるが理由である。

(2) 審理員が令和元年9月18日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 主張と経緯

生活保護を受けている請求人は、ケースワーカーの方の指導により、書類などについても正直に提出してきたが、法について無知であるため、ケースワーカーの方を頼り、よりよい活用がされると信用していた。自立して行く請求人（下半身不随で車いすに乗っている）にとって、人道的な活用がされず、基本的な説明などもされなかったと思っている。実際、一括で返金できない時は、分割になり、家計的に見ると借金あつかいになる。

法について、よく知らない者にとって、ケースワーカーに知らせてもらわないと、わからない事も聴く事すらできない。

平成30年12月頃にとわ一度も言った事がなく、平成31年1月8日に雇用保険金の書類を一式（日額の記載してあるもの）と収入報告に行き、1月中にケースワーカーより説明や提案などのされていれば、平成31年1月で保護をこちらからこたわるという選択もできたと思う。

イ 後記2処分庁の主張（1）ア（イ）について

月末すぎてから月始10日くらいまでに収入報告に来るように指導されていたため。

失業保険金が、年始年末や土・日曜日の分は支払われないと、誤って理解していたため。

電話をケースワーカーからいただき、内容はそのとおりであるが、1月8日に失業給付金に関する書類を提出していたので、1月15日に書類の内容を確認した上で、架電してきてくれていると思い相談した。この時点でも、請求人は、失業給付金を全額、処分庁や国に返金しなければいけない事は知らされていなかった。平成31年1月末で保護を停止していれば2月からの失業給付金を返金しなければならない事も

知らされていなかった。ケースワーカーは、失業給付金の内容を眼を通していたならば、収入を容易に算出することが出来たはずであり、あらゆる指導が出来たはずであると思う。

平成31年1月15日の架電時に、2月の10日までに収入報告に行くほうが良いかとたずねて、3月5日頃に収入報告に来るとよいという内容の話もしている。(車いすで処分庁に収入報告に行かなければいけないため。)

ウ 後記2処分庁の主張(1)ア(ウ)について

平成31年3月20日すぎに処分庁に行き、失業給付金の返金が必要であることと、平成31年4月1日で保護が停止されることを知った。

平成31年3月20日すぎから平成31年4月17日までに、ケースワーカーに対して何故、法に関しての失業給付しているとうなるのか、教えてくれなかったのか、ケースワーカーの仕事は、収入申告の書類を提出させる事だけで、正直に書類などを提出しているのにメリットディメリットの説明もないのかと問い、2・3度目にケースワーカー本人より、法に関してちゃんとお知らせできずに、すみませんと会話をした。

その後、平成31年4月17日に、ケースワーカーと返金相談の窓口の方と請求人の3人が窓口のブースでいるなか、ケースワーカーの上司にあたる男性が来て立ったまま、「私たちは、実祭に、収入の入金を見ないと、停止のあんないなどできないんですよ。」と、だから、ケースワーカーが、保護停止に関してメリットやディメリットを話すことはありませんと、請求人の担当してくれているケースワーカーをかばう発言があった事を覚えている。

その時にも、請求人の車いすの女性1人に対して机をへたてているとはいえ、ブースに男性3人がかりは、恐いと思っただけかえった。

平成31年4月17日に63条返還金¥132,812は、理解して、分割ではあるが納付している。その時、医療費に関しては、10割で請求が来るときき、これに関しては快諾できないとつたえた。

上記にも書いたように男性3人で対されて、恐怖心があり、強く態度をしたためである。請求人は、車いすに座っているため、手だけで表現しただけである。

洋服等の日用品とあるが、胸部と腰部の手術をして、今まで使っていた下着類(ブラジャー・パンツ・ズボン・Tシャツ)足のまひがあるため、クツをはかせてもらっていたので、自分ではくことのできるクツや未だ腹部にコルセットをしているため、上にひっかけて着る服やくつ下など購入した。あと、2月中旬くらいまで暖房のエアコンが付いておらず、上下の防寒着を購入した。手術後、ビタミンざいなどあまりかえずにいたので、薬局でビタミン剤や下半身まひなのでナブキンがたくさん必要で購入した。

エ 後記2処分庁の主張(1)ア(オ)について

今、返している1万円と本件決定との分を、今年度中に返金することを言われ

て、月に約3万円の返金は、生活していけないと言った。

平成30年12月末頃には言っていない。平成31年1月末頃と主張したし、助言の何も1月中になかった事をくり返し言った。

オ 反論の趣旨

法第63条を適用されるにしても、適切なものに変更していただきたい。

適正な金額に変更していただきたい理由（反論）

請求人は、返還金¥132,812円に対しては、快諾しており、分割にいただいた令和元年8月分（9月2日期限）を9月2日まで支払っていることから、返金しないと言っている訳ではなく、不当に利益を得ようとは思っておらず、本件決定について金額の変更をしてほしいとお願いしている。

平成30年5月7日 生活保護の申請時に、失業保険の受給について話してある。

平成31年1月8日 失業給付金の収入報告に行き、失業給付の書類を提出している。失業給付日額が記載されているので安易に収入予定の算出が出来たはずである。返還しないといけなことを説明・助言されていない。

平成31年1月15日 電話にて、返還しないといけなことを知らないことが立証されている。次回の収入報告日につて相談している。

平成31年3月5日 収入報告に行くが、平成31年1月15日の電話にて、ケースワーカーに失業給付は認定日から口座に入るまでに一週間くらい入金されるかわからないので2月初めに収入報告に行かないといけなのか、2月中に2度失業給付金が入る予定だと相談すると、平成31年3月5日くらいまでに報告してくればよいと言われていたので、この日に行った。報告後に、はじめて返還のことをケースワーカーに言われて知った。

平成31年4月19日 同年3月5日～4月19日まで何度か話し合に行く。この間に、ケースワーカーも一度、助言や説明についてしなかつた事の非を認める事があつた。

カ 法について、無知に等しいことがわかる。ケースワーカーの助言・説明なくしては、選択肢すら思いつかない。本件決定については、保護を受けているのだが、内容が直接見えていなく、ケースワーカーの助言があれば、平成31年1月で保護を停止するなどの選択肢があたえられていれば、請求人の医療費は3割負担であり、車いすなどのレンタル料は1割負担（介護保健）で同居する母の医療費は高期高令者のため1割

負担で自力で負担出来たはずであり、その上に、令和元年6月末に請求人は、身体障害者一種の二級のため重度障害者医療適用で同年2月・3月分も同年7月以降ではあるが、返金の請求することにより返金も受けることができたであろう。

請求人は法に無知であるにもかかわらず、プロであるケースワーカーの方から適正な時に適正な助言・説明がなされず説明に理解を示せないと、複数のケースワーカーのプロである男性たちから恐怖を感じる対応をされた事が、これから自立して行くのに身体障害者となってしまう不自由をかかえて、過度な返還金を借金のように支払って行くのかと思い、審査請求した。

(3) 審理員が令和元年11月19日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 平成31年1月中に、ケースワーカーより適切に助言されていれば、保護停止について熟考して1月又は、2月を選択できたり、失業保険返還についても理解して承諾していたはずである。

法や他の諸法を詳しく知らない請求人は、何を聴けば良いのか質問することすらできない。

身体が悪くなり、男性の複数での対応に恐怖を感じるのは、目線の高さもちがうので(車イスの請求人は)あたりまえのごとだと思う。

令和元年8月29日に生活状況の確認のため、処分庁のケースワーカーには、「身体障害者手帳」の確認をされた時、「障がい者手帳だして、精神の」と言われ、誤やまったふりで、言葉でなぶられる事もあった。

請求人は、「ひどい。」と抗議した。例えばであるが、この様なあつかいをする方々である。

イ 後記2処分庁の主張(2)アについて

収入報告時に失業保険の給付金の添付書類には、基本手当36,722円の宛に平成30年12月何日～何日まで(何日分)の記載があり、一般常識として失業給付は何ヶ月か続くものであると認識されるべきであり、近日中に1ヶ月・2ヶ月単位で保護を必要としなくなると考えられたはずである。

架電があった平成31年1月15日に、収入確認が行われて、認定日1月30日で給付金が1日あたり5千円くらいで、約40日分だが銀行に振込まれるのは1週間から10日かかることもありますとの案内であり、何日に振り込まれるかは不明だと答えた。認定は複数回にして欲しいとは言ったのは、法に対して知らず、失業給付金を返還しないといけないと知らず、保護を停止すればどうなるか、続行すればどうなるかさえ考えなかったため、平成31年1月頃生活保護で銀行に振込まれている金額より失業給付金の36,722円の方が多かったため、何げなく分割にしてほしいと答えている。

何を言われているのか、わからない。争点時は、平成 31 年度の 1 月～2 月では、令和元年 9 月に保護停止解除とはなっているが、障害者求人では働けないかと障害者手帳をとり、さがしたり努力したが、体調もあり就労できなかった。

ウ 後記 2 処分庁の主張 (2) イについて

自立更生費なるものがあるのは知らない。

生活実態や金の使途等については、毎回聞かれず、請求人の方から話した事を書きとめられていたと思う。一方的に退庁したとされる日にかぎり、それ以上の調査を行うのが困難だったと書かれている。

決定通知書を見せられて、金額におどろいた。説明されたが理解はしても、承諾できず。車イスで座りきいている請求人は、おどろき、おこっているとの主張をしたし、書類をもって帰ると承諾したと思われるのだと思ったし、承諾しないと、まだ、長時間、車イスで座り説明を受け続ける事ができない体の請求人を、帰宅させてはくれないと思い一方的に退所したと思う。

エ 後記 2 処分庁の主張 (2) ウについて

「保護のしおり」について、請求人は、胸髄症で手術前後であり、いたみが激しく、薬のイタミ止めも強いため、ぼんやりとしていて認知力が低下しているのが覚えがない。

平成 27 年 9 月に保護のしおりを受けてはいるが、それから、1 年と 8 ヶ月間就労していたので内容はすっかりわすれているし、その就労の期間に保護のしおりの内容がかわっている事もあるので、平成 30 年の 5 月以降に説明されているかどうか判断できていないなら、保護生活中に変化が生じはじめている平成 31 年 1 月にでも説明されるべきであったと思う。

返還しないといけない事を（生活保護受給中だと）知らなかったから、何も質問できていないし、受給金（失業保険）が多いと保護停止になる事と知らなかったから、何も質問できていないし、受給金（失業保険）が多いと保護停止になる事と知らなかったから、複数回での収入報告の認定にしてほしいと言っているのが、立証されているのでは。

平成 31 年 3 月 5 日、収入報告時に返還しないといけない旨、知ったのは本当である。保護のしおりについては、前記のとおり、読んでいない。令和元年 11 月の今現在も読んでいない。

悪気なく、闘病中であったためである。できたら、女性のケースワーカーに「しおり」を読み聴かせて頂いた上で「しおり」を手渡ししていただきたい。

オ 後記 2 処分庁の主張 (2) エについて

男性 2 人に加えて、通りがかりなのか立ったまま話に加わる男性職員がいたと覚えている。車イスに座っている請求人には、長時間であるうえに、視線が上から見

おろされるがたちで話される男性職員はこわかった。

カ 請求人の主張

返還金を適正な金額に、分割返還になるので単年度でなく無理のないように。過去も現在も、書類などつつみ隠すことなく処分庁の職員に渡していれば、適正かつ適時に案内を受ける事ができる事が常識だと思っているのに、だまされた様に思っている。

知ってほしい。身体が悪くなり、生活保護にたよらないと生きて行ない時期の人がケースワーカーの善きをどれほど信じて頼っているかを。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の記載がある:

ア 令和元年6月21日付けの本件決定通知書には、「請求人の世帯について、生活保護法の適用を行ってまいりましたが、次の理由によりすでに支給した扶助費から下記に示す金額を返還していただくことになりましたので通知します。1 返還決定額 191,560 円、2 返還の理由 雇用保険金を受給したことによる。平成31年3月7日付で返還を決定した際未確定であった平成31年2月および3月の医療扶助額が確定したため。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が令和元年9月4日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定の経緯

(ア) 請求人は、処分庁の所管区域内を居住地とし、胸髄症等で歩行困難となり就労先を退職したが同居する母も高齢で就労は難しく、最低限度の生活が維持出来ないとして、平成30年5月7日付で法による保護費の給付方を申請し、保護の実施機関である市長から生活保護の決定及び実施の決定権限の委任を受けていた処分庁から、最低限度の生活を維持することのできない者と認定されて保護費の給付決定を受け、同月以後、法による保護費の給付を受けていたものであるが、保護費の給付額は収入に応じて算定されるため、処分庁は、法第61条により、収入があればその金額等を処分庁に届出する義務があることを請求人に対し、説明していた。

(イ) 平成31年1月8日に請求人から収入申告書の提出があり、雇用保険金として36,722円を平成30年12月21日に受給した旨申告があった。その際、処分庁は、請求人から口頭で、今回は10万円程度の収入がある予定である旨聴取した。

処分庁は、同年2月分保護費の算定に伴い、同年1月15日に請求人に架電し、

雇用保険金については次回認定日に受給できるかどうかは未定で、確実に支給されるかどうかは不明であるので、先に受け取った失業給付金について複数回に分割して収入認定を行って欲しいと聴取した。

このことから処分庁は、当該収入を同年12月分の収入として認定し、平成31年2月分以降に支給する予定であった保護費に収入充当する旨決定し、請求人に通知した。

(ウ) 平成31年3月5日に請求人から収入申告書の提出があり、雇用保険金として同年2月1日に220,332円、同年3月1日に146,888円の収入があった旨、まとめて申告があった。

このことから、処分庁は、請求人が雇用保険金を受給している限り保護を要しないものと判断し、平成31年4月1日付で保護停止の決定を行い、請求人に通知した。また、同年4月17日に請求人が来所した際、同年4月5日付にて法63条返還金132,812円について通知書及び納付書を手渡し、算定根拠について説明した。その際、返還対象は支給保護費の範囲内の金額で決定されるが、処分庁が支出する同年2月、3月分の請求人の医療扶助費が未確定であることから、その額が確定次第、追加で法第63条返還金を求めることとなるだろうことを説明した。

しかし、請求人は、返還金算定根拠の内、医療扶助費について10割負担の金額で算定されているが、その金額を返還金算定根拠にすることはおかしく、実際に負担すべき金額(3割負担等)を算定根拠とすべきであると主張した。また、雇用保険金を受け取り始めた平成30年末頃に、処分庁が請求人に保護廃止について、助言すべきであり、本来決定されない返還金であると主張し、納得しなかった。

このことから、処分庁は、請求人が負担する医療費の額ではなく、あくまで処分庁が支払った医療扶助費の額を返還対象として求めている旨説明した。また、保護停止の決定は、保護が必要ない程度の雇用保険金を実際に受給した事を確認した上で決定していると説明した。処分庁が長時間かけて懇切丁寧に説明をするも、請求人は決定通知書を丸めて担当ケースワーカーに投げつけたり、机を強く叩く等して全く納得せず、決定通知書や納付書を受け取らないまま退庁した。なお、返還できない程どのように金銭を消費したのか問うも、洋服等の日用品に消費したとのことであった。

(エ) 同年4月19日、請求人が来所した際、請求人は同年4月5日付の法63条返還金132,812円について履行延期申請書を提出し、処分庁は同日付で履行延期を承認した。

(オ) 令和元年7月1日、請求人が来所した際、本件決定通知書及び納付書を手渡した。また、前回の法第63条決定時に医療機関から請求がないため計算できなかった同年1月、2月分医療扶助費を算定根拠としている旨説明を行った。

その際、請求人は、平成 31 年 4 月 5 日付の法第 63 条返還金を毎月 1 万円づつ支払っていることから、これでは生活ができないと主張した。また、請求人が雇用保険金を受け取り始めた平成 30 年末頃に処分庁が保護停廃止等の手続きを行っていたら、当該返還金は生じなかったはずだと、繰り返し主張した。

その際処分庁は、請求人の主張は平成 31 年 4 月 17 日に聴取した内容と同じものであることから、処分庁の考えはすでに説明した内容と変わらない旨伝えた。

すると、請求人は、決定通知書と納付書を担当職員まで差し戻し、全く納得できない様子で退庁した。後日、大阪府審査請求担当課から請求人が審査請求を行ったと連絡があったため、本件決定通知書と納付書を請求人住所へ送付した。

イ 棄却を求める理由

法第 63 条においては、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護を要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと定められている。

本件については、平成 31 年 1 月 8 日に請求人から雇用保険金の収入を得たと報告を受けた処分庁は、その収入額を以て保護を要しなくなるとは判断せず、その次月以降に支給する保護費から差し引くことで調整する旨決定した。

処分庁は、平成 31 年 2 月 1 日に雇用保険金 220,332 円を受け取ったと請求人から申告を受けた以降であれば、同法第 26 条の規定及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 問第 10 の 12 の答を根拠として、保護の停廃止について検討を要するべきと考えられるが、実際に申告があったのは同年 3 月 5 日であり、処分庁が請求人の主張どおり同年 1 月 8 日頃に保護の停廃止等の決定を行わなかった点において、そのことを以て、当該返還金決定を取り消しうべき瑕疵があるとまでは考えられない。むしろ、請求人は平成 30 年 12 月 21 日の雇用保険金を次月以降複数回に渡って分割して収入の認定を行って欲しいと処分庁に要求しており、当時、請求人が保護停廃止等を希望していなかったものと見られる。さらに、処分庁は請求人から次回以降の雇用保険金の受給は未定と聴取しており、実際に雇用保険金支給要件を満たすかどうかについても、処分庁が予想することは困難であった。

法第 63 条返還金の決定にあたっては、平成 31 年 1 月 8 日に請求人から収入申告を受けた際には、保護の停廃止等の決定は行わず、同年 3 月 5 日に収入申告を受けた際、雇用保険金が多額であり、保護を要しなくなると見られたため、同年 4 月 1 日付で保護停止の決定を行ったもの。

このことから、資力が生じていた期間内(平成 31 年 2 月～同年 3 月)の医療扶助を含めた保護費支給相当額の 367,220 円と、請求人が保護受給していれば同年 4 月分保護費に収入充当する予定であった 12,000 円の合計 379,220 円を返還対象額とした。支給した保護費の範囲内で決定可能であった金額を上限として、それぞれ平成 31

年4月5日付けの返還決定で132,812円を、2、3月分医療扶助費が確定した後に本件決定にて191,560円を、合計324,372円を法第63条返還金として決定したものである。なお、自立更生費について、請求人から衣類等の日用品に消費したとのことを聴取していたことから、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13-5答に基づき、返還額からの控除は行っていない。

以上のとおり、この決定には何ら違法や不当はないため、この審査請求は棄却されるべきである。

(2) 審理員が令和元年10月9日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 保護停止について

平成31年1月8日に請求人から雇用保険金の収入を得たと報告を受けた処分庁は、その収入額を以て保護を要しなくなるとは判断せず、その次月以降に支給する保護費から差し引くことで調整する旨決定した。このことについて請求人は、「失業保険金の収入報告に行き、失業給付の書類を提出している。失業給付日月が記載されているので安易に収入予定を算出ができたはずである。返還しないといけないことを説明・助言されていない。」と前記1請求人の主張(2)に記載あるとおり、処分庁は同年1月の段階で請求人の2月以降の収入を予測できることから、保護停止にする等に説明ができたのではないかとこの主張である。

この点に関して、同年1月8日に請求人から提出あった収入申告に添付して提出のあった挙証資料を確認しても、収入があった基本手当36,722円を以て請求人が一時的に保護を必要としない状態になったわけではなく、担当ケースワーカーから保護停止等について説明を行うには至らなかった。しかし、今後の収入額について確認が必要と思われたため、担当ケースワーカーが同年1月15日に請求人に架電して話を聞くと「失業保険給付については、認定日は1月30日だが受給日は未定で、確実に支給されるかどうか不明。12月分の失業給付の認定は複数回に分割して欲しい。」と聴取した。このことから、処分庁は請求人が要保護状態から脱することは不確定であると判断した。

また、保護停止の決定を行うことは、臨時的収入の増加等により一時的に保護を要しなくなった場合であって、以降において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入から判断しておおむね6ヶ月以内に再び保護を要する状態になることが予想される場合に行うことが原則であることから、基本手当36,722円を受給しているにすぎない請求人は、今だ保護を要する状態であることは明らかであり、処分庁は保護停止等の説明は特段行わなかった。※参照 課長通知問(第10の12)答1-(1)

このことから、同年1月において、保護停止等の保護変更を行う必要性があるとは考えられない。なお、請求人は令和元年6月21日に失業給付の支給が終了しており、

請求人から提出のあった収入申告書や資産申告書を精査した結果、生活困窮している
と見られたことから、同年9月1日付で保護停止解除となっている。

イ 自立更生費の検討について

自立更生費の検討にあたっては、平成31年3月22日に法第63条返還金について
説明を行った際、請求人が納得しなかったため、担当ケースワーカーから請求人に対
し、何に金銭を消費したのか話を伺うと、洋服等日用品に使ったということであった
ことから、請求人世帯の自立を著しく阻害するとまでは考えられず、また、請求人の
今後の生活設計から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要なものとは判断
しなかった。※参照 問答集問13-5答(2)-オ

また、同年4月17日に請求人が来所した際に、返還金算定根拠の内、医療扶助費
について10割負担の額で算定されているが、保護廃止となっていた場合に請求人ら
が実際に負担することとなる金額(3割負担等)を算定根拠として返還金を決定すべ
きであると主張したため、担当ケースワーカーは、処分庁が支払った医療扶助額を算
定根拠として返還金の算定を行っていることを説明を行った。その際、請求人は担当ケ
ースワーカーに対し、公文書を丸めて投げつけたり、机を強く叩く等行って退庁した。

さらに、令和元年7月1日に当該審査請求に係る返還金について決定通知書等を
手交し、担当ケースワーカーが説明を行った際、請求人は決定通知書等の書類を担当
ケースワーカーに差し戻し、担当ケースワーカーの顔も見たくないと言って一方的
に退庁し、処分庁が、請求人の生活実態や過誤払い金の用途等についてそれ以上の調
査を行うことが困難であった。

ウ 保護費の過払い金の返還について、請求人が説明を受けていないと主張する件

請求人は、前記1請求人の主張(2)において、保護費を返還しないといけないこ
とを説明・助言されていないと主張している。しかし、請求人の保護申請時に、処分
庁は保護のしおりを請求人と同居する母に手渡しして、保護費の過払いがあった場合、
返還となることがある旨を説明している。母から請求人に保護のしおり等を用いて
説明がされたかどうかは判断できないが、請求人は平成27年9月24日にも処分庁
に保護申請を行っており、その際は請求人自身が来所して、保護のしおりを受け取っ
たと記録されているため、請求人の「保護費の過払いがあった場合は返還の可能性が
あるということを説明されていなかった。」という主張は、処分庁としては納得でき
るものではない。

また、請求人は平成31年1月15日に担当ケースワーカーから架電されたことに
対し、前記1請求人の主張(2)にて「返還しないといけないことを知らないことが
立証されている。」と記載があるが、そのような内容のやりとりはなかったものと認識
している。

さらに、請求人は、同年3月5日に同年2月中の収入について、処分庁に対し申告
を行っており、前記1請求人の主張(2)には「報告後に、はじめて返還のことをケ

「ケースワーカーに言われて知った。」と記載があるが、同日に返還金についての決定や通知を行ったわけではなく、保護費の過支給が生じているから返還の可能性があると
いう、保護のしおりに記載あるような返還に関する一般的な説明を行ったに過ぎず、
そのような説明は、前述のとおり保護開始時等においてすでに説明を行っているも
のである。

加えて、請求人は前記1請求人の主張(2)にて、「(自身は)法について無知に等
しいことがわかる。ケースワーカーの助言・説明なくしては、選択肢すら思いつかな
い。」と記載しているが、前述のとおり、処分庁は保護のしおりを手渡す等して、返
還金が生じる可能性について説明を行っており、請求人がそのことについてまった
くの無知であるとまでは考えられない。

エ 請求人が、処分庁から恐怖を感じる対応をされたと主張する件

前記1請求人の主張(2)にて、「複数のケースワーカーのプロである男性たちか
ら恐怖を感じる対応をされたことが…」とあるが、請求人と話す際は、担当ケース
ワーカー1名、もしくは債権担当職員との2名で対応していた。平成31年4月17日
のみ、説明が3時間程度の長時間となり、担当ケースワーカー等が懇切丁寧に説明を
行うも、請求人は、担当ケースワーカーの顔面に公文書を丸めて投げつけたり、机を
強く叩く等し、行政対象暴力と思しき行為が行われたため、査察指導員がその場に加
わって説明を行った経緯があるが、請求人が当該行為を行っても、なお、担当ケース
ワーカー、査察指導員及び債権担当職員は懇切丁寧に説明を行ったものであり、その
上で、請求人は返還金の決定通知書を受け取ることなく一方的に退庁しており、処分
庁職員が請求人に対し、畏怖困惑させた等の対応を行ったとは到底考えられない。

(3) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年12月25日付けのケース記録票には、「失業保険について手続きしたと
のこと。収入があれば、通帳等とともに収入申告のため、来所するように伝える。請
求人、了承。」との記載がある。

イ 平成31年1月8日付けのケース記録票には、「請求人来所。収入申告書受領。12/
21付で36,722円の失業給付基本手当の支給あり。次回は10万円程度支給予定。」と
の記載がある。

ウ 平成31年1月8日付けで処分庁が受理した収入申告書に添付された通帳の写しに
は、職業安定局からの振込として、平成30年12月21日に36,722円との記載があ
る。また、雇用保険受給資格者証には、「認定期間 301212-1218、基本手当
36,722、次回認定日 01月30日、残日数 173」との記載がある。

エ 平成31年1月15日付けのケース記録票には、「請求人にTEL。失業保険給付については、認定日は1/30だが支給日は未定で、確実に支給されるかどうか不明であるとのこと。12月分の失業給付の認定は複数回に分割して欲しいとのこと。当職、検討する旨伝える。」との記載がある。

オ 平成31年3月5日付けで処分庁が受理した収入申告書に添付された通帳の写しには、職業安定局からの振込として、同年2月1日に220,332円、同年3月1日に146,888円との記載がある。また、雇用保険受給資格者証には「認定期間 301219-0129、基本手当 220,332、次回認定日 02月27日、残日数 131」、「認定期間 310130-0226、基本手当 146,888、次回認定日 03月27日、残日数 103」との記載がある。

カ 平成31年4月5日付けの法第63条に基づく費用返還決定処分通知書には、「1 返還対象額 379,220円、2 返還決定額 132,812円、3 返還の理由 雇用保険金を受給したことによる。」との記載がある。

キ 平成31年4月17日付けのケース記録票には、「請求人、来所。債権担当同席。法第63条返還金について通知書を手渡す。当職、法第63条返還額が1月、2月の医療扶助の実額に応じて今後追加で決定される可能性がある旨伝える。病院からの請求は3ヶ月程度後なので、6月頃決定する見込みであることを伝える。また、今回の返還金算定根拠について、詳細に説明する。請求人、そのようなリスクを負うことは納得できない、また、医療扶助費は10割負担の金額であるが、その金額を返還金算定根拠にすることはおかしく、実際に負担すべき金額(3割負担等)を算定根拠とすべきであると主張する。また、雇用保険金を受け取り始めた年末頃に、当職が請求人に保護停廃止について、助言すべきであったと主張する。当職、返還金の上限額はあくまで保護費の支給額であり、医療費の10割負担額と同じ金額であるが、おくまで保護費の過払い額の返還を求めている旨説明する。また、処分庁から保護停廃止を勧めることはできないこと、実際に雇用保険金を受け取り、保護が必要ないことを確認した上で保護停止の決定をした旨答える。請求人、それでも勧めることはできなかったのではないかと主張する。」との記載がある。

ク 前記1請求人の主張(4)アと同一書類

ケ 令和元年8月21日付けのケース記録票には、「記載漏れ 平成31年3月22日、請求人が来所。債権管理同席。法第63条返還金220,332円について、決定通知書を手渡す。請求人、納得せず。平成31年1月8日に請求人が行った収入申告で、処分庁は保護停廃止等をすべきであって、返還金が生じることに納得がいかないとのこと。なお、返還できない程お金が残っていないのか問うと、洋服等日用品に使ったと

いう。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。

(3) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)の1の(1)には、法第63条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、控除して差し支えない額として①から⑥の額を定めている。

なお、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と定めている。

2 本件決定について

(1) 法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護

者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照）。

(2) 本件決定について

請求人から雇用保険の受給による収入申告を受けた処分庁は、請求人に過支給となった保護費の用途について確認したところ、洋服等日用品の購入に使用したとのことあり、請求人世帯の自立を著しく阻害するとまでは考えられないとして、平成31年2月及び同年3月に支給した保護費（医療扶助分）を上限として本件決定を行ったものと認められる。

処分庁は、自立更生控除の検討にあたり、過支給となった保護費の用途について確認は行っているものの、その内容は「返還できない程お金が残っていないのか。」という限定的な確認に過ぎず、処分庁が本件決定を行うまでの間に、請求人の資産や収入の状況、生活実態、過支給となった保護費の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。また、調査の結果を踏まえ、本件過支給費用の全部又は一部の返還をたとえ分割による方法によっても求めることが、請求人に対する最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反することとなるおそれがあるか否か、請求人世帯の自立を阻害することとなるおそれがあるか否か等についての具体的な検討をした形跡も見出すことができない。

また、本件においては、保護費が過支給となった背景には、請求人から雇用保険の今後の受給見込みについて、ある程度予測ができる資料の提出があったにも関わらず、処分庁が見込での収入認定を行う等の処置をとらなかったことによって生じたという特段の事情のあることに留意すべきものといえる。

(3) まとめ

これらを踏まえると、処分庁は、本件決定に至る判断の過程において考慮すべき事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態、過支給となった保護費の使用の状況など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、返還額の決定に至る過程には瑕疵があるといわざるを得ず、本件決定は取消しを免れない。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年5月31日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起する

ことが認められる場合があります。

